

事故記録簿

事業用自動車に係る事故の記録（1件1枚・3年間保存）

記録番号	第 号	記録した日	年 月 日
事業者名		営業所名	
記録した人			

法令で記録する8つの事項 輸送安全規則 第9条の2・運輸規則 第26条の2

一	乗務員等の氏名	
二	車両番号（自動車登録番号）	
三	事故の発生日時	年 月 日（ ） 時 分
四	事故の発生場所	
五	事故の当事者（乗務員等を除く）の氏名	
六	事故の種類	人身・物損・自損・車内・その他
	けが人	
	損害の程度（物・車両）	
	経過	
七	事故の原因	
八	再発防止対策	

書いておくとな便利な欄 法令の8つの事項ではありません

天候・道路の状況	
警察への届出	届け出た日・警察署
保険会社への連絡	
自動車事故報告書（重大な事故）	該当しない・該当する
運転者への指導	

確認（運行管理者・事業者）		
---------------	--	--

事業用自動車に係る事故が起きたら、上の8つの事項を記録し、その車の運行を管理する営業所で3年間保存します（貨物＝貨物自動車運送事業輸送安全規則 第9条の2・軽貨物を含む／旅客＝旅客自動車運送事業運輸規則 第26条の2）。「事故」には、人がけがをしない物損の交通事故も入ります（道路交通法 第67条第2項の交通事故＝車両等の交通による人の死傷・物の損壊）。死者・重傷者が出たなどの重大な事故は、これとは別に、30日以内に自動車事故報告書を出します（自動車事故報告規則 第2条・第3条）。